

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第三二二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般職の国家公務員について、自発的な大学等における修学のための休業又は国際貢献活動のための休業に関する制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大学院等を含む国内外の大学の課程に在学してその課程を履修する大学等における修学のための休業又は独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。

二、任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては二年（特に必要な場合は三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

三、防衛省の職員についての準用規定を設ける。

四、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。